

総合相談センターからのお知らせ

～虐待防止係～

「もしやと思ったら」ためらわずにご相談ください。秘密は守ります。

虐待の種類	主な虐待の内容
児童虐待	◆ 身体的虐待（たたく、ける等の暴力）
高齢者虐待	◆ ネグレクト（身の回りの世話をしない）
障がい者虐待	◆ 心理的虐待（暴言等）
DV（ドメスティック・バイオレンス）	◆ 経済的虐待（お金を渡さない） ◆ 性的虐待 など

相談受付時間 午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）
☎23-6614（直通）
☎95-1111（代表）内線：2535・2538・2539・2543・2544

～児童虐待とは～

- ◆ 身体的虐待…なぐる、ける、激しく揺さぶる など
- ◆ 心理的虐待…言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（面前DV） など
- ◆ 性的虐待… 子どもへの性的行為、性行為を見せる など
- ◆ ネグレクト…十分な食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する など

～児童虐待は社会全体でかかわり、解決していくべき問題です～

※緊急時・夜間相談は 局番なし 189（いちはやく）番へ
お近くの児童相談所につながります。（24時間対応）

石巻市 保健福祉部 総合相談センター

（石巻市役所2階）

石巻市穀町14番1号

電話（0225）95-1111（代表）

